

# 駿府二丁町遊廓の遊女屋と遊女

杉山 拓大

(鍛治 宏介ゼミ)

## 目次

はじめに

### 一 駿府二丁町遊廓の概要

#### I 二丁町遊廓の先行研究と史料

#### II 二丁町の来歴と絵図

#### III 二丁町と駿府町政

#### IV 二丁町の遊女

### 二 二丁町の遊女屋

#### I 遊女屋の仲間と資金調達

#### II 遊女屋と茶屋

#### III 江戸への遊女出稼ぎ計画

#### IV 遊女屋と遠方との繋がり

おわりに

## はじめに

二丁町遊廓とは、江戸時代から第二次世界大戦時の静岡空襲で焼失するまでの間、静岡市に存在していた遊廓である。現在はその跡地に静岡県地震防災センターが建っており、その隣に小さな稲荷社があるだけで遊廓としての痕跡はほとんど残されていない。しかし、二丁町遊廓は吉原よりも先に作られた日本初の官許の遊廓である。そのため戦前より研究がなされてきた。だが、それらの先行研究では紹介だけされ、十分な

検討がなされていない史料も存在する。本論では、これまでの先行研究を踏まえ、二丁町の遊女屋、特に小松屋という遊女屋に関する様々な史料を十分に検討した上で、二丁町の遊女屋の実態に迫っていく。

### 一 駿府二丁町遊廓の概要

#### I 二丁町遊廓の先行研究と史料

まず、二丁町遊廓についてどのような先行研究や史料が残されているのか見ていく。

二丁町に関する先行研究は小二田誠二氏が整理している<sup>1)</sup>。小二田氏は先行研究や文学作品、絵画に至るまで幅広く紹介している。ただし、小二田氏が文学の研究者であるため、文書類の紹介は少ないことも踏まえおく必要がある。小二田氏が挙げている先行研究は、古くは法月吐志朗氏の『晁東仙郷志』<sup>2)</sup>麗沢叢書刊行会、一九二七)や『本道楽』収録の諸論考、漆畑弥一氏の「駿府の花街」(増田実他著『ふるさと百話』二巻、静岡新聞社一九九八)などがあり、小二田氏の記事以降の研究として小和田美智子氏の「駿府の遊廓二丁町」(同著『地域と女性の社会史』、岩田書院、二〇一三)が主たる先行研究として挙げることができる。『本道楽』の詳細は後述するが、『晁東仙郷志』と『本道楽』は戦前の研究となる。『晁東仙郷志』は二丁町遊廓に関することをまとめた最初の研究と言える。内容は二丁町の成立から廃娼令までの時期を取り上げ、伝説なども取り扱っており、幅広く二丁町について知ることができる。その一方で、一つ一つの内容が短い。だが、戦前の郷土史を中心に戦後の二丁町

研究の基本になっていることは間違いない。漆畑氏、小和田氏両氏とも『晁東仙郷志』を用いているというところからもその研究の先見性がうかがえる。

漆畑氏は二丁町成立から大正時代の状況まで概観している。漆畑氏は『晁東仙郷志』や『東海道中膝栗毛』といった滑稽本、『阿部川の流』などの洒落本を中心に論述している。一方で、『駿府明細記』を用いて、二丁町の人口について述べているが、「二丁町の記録を後世に残すことも文化史上意義があること」と述べているように、漆畑氏は文化史の観点を重点に置いている研究といえる。

小和田氏の研究は、他の先行研究と同様に二丁町の成立について触れ、二丁町を訪れた旅人や奉公人請状や相對死に至るまで、近世の二丁町を中心に論じている。特に小松屋奉公人請状の翻刻を全文掲載し、どのような契約が結ばれて遊女が遊女屋に奉公したのかを明確にしている。また、当時の社会情勢を踏まえ、二丁町にどのような影響があったのか、細見や洒落本、その他の史料を用いて遊女屋と遊女の数を表にしているなど二丁町遊廓の姿を克明に述べている。また、小和田氏は、二丁町の遊女の出身地について当時の駿府の状況を踏まえた考察をしている。これらの他、遊女への聞き取りを中心に構成している小長谷澄子氏の『静岡の遊廓二丁町』（文芸社、二〇〇六）などもある。これら二丁町遊廓の先行研究では二丁町の成立はもれなく論じており、内容に大きな差異がない。しかし、小和田氏が小松屋の奉公人請状を紹介する際に「貴重なもので、これまで紹介されていないので全文を掲載する」と述べているように、遊女屋の活動内容に関することを述べた研究は少ない。

ここからは二丁町に関する史料を紹介していく。先行研究では、「二丁町細見」が用いられている。細見とは、遊里の案内本であり、遊女名や遊女屋、揚代などを細かに記したものである。吉原の細見が著名であるが、二丁町にも存在していた。現在、杉山和佳氏が編集した『駿府二丁町細見集』という形で見ることができ、『駿府二丁町細見集』は乾、坤、補の三編から成っている。乾には『駿府二丁町細見』（安永九年（一七八〇））と『静陵全盛花街全盛一覽』（明治二年（一八八九））の二冊が収録されている。坤には『四季の詠』が三版、弘化二年（一八四五）と同

四年（一八四七）、安政六年（一八五九）に発行されたものが収録されている。補には『駿府二丁町細見』（天保十三年（一八四二））のみ収録されている。なお本稿では、『四季の詠』については『弘化二年版』、『弘化四年版』、『安政六年版』とそれぞれ表記していく。

細見の他には二丁町を訪れた人の紀行文や洒落本なども残されており、先行研究でも盛んに用いられている。十返舎一九の『東海道中膝栗毛』の様な物語にも二丁町を訪れた様子が記されている。二丁町遊廓を舞台にした雨雪軒谷水の『阿部川の流』という洒落本も作られており、遊女と客の様子を記されている。これらの作品以外にも松浦静山の『甲子夜話』や曲亭馬琴の『霧旅漫録』などの紀行文にも二丁町の様子や遊女の様子や客とのやり取りが記されている。阿部正信編『駿国雑志』に代表されるような駿河や駿府について書かれた地誌にも二丁町の様子が記されており、先行研究でも多く参照されている。

また、これらのような細見や地誌、洒落本以外にも駿河国安倍郡下村文書には、二丁町に関する古文書が残されている。主に金を借用した際の証文であるが、これも二丁町の遊女屋の実情を深めるために重要な史料である。

## II 二丁町の来歴と絵図

前節で紹介した先行研究や諸史料をもとにして二丁町遊廓の遊女屋や遊女に関することを述べていく。二丁町遊廓は、慶長十三年（一六〇八）に成立した。『当代記』によると同年五月二〇日に「駿府中かふき女并傾城共動スレハ有喧嘩之依可拂之由大御所ノ玉フ」とある。その後同年八月二五日には、「駿府遊女共去比ハ是故下々有喧嘩間被相拂シカ此比ハ又町ヲ被割渡ト云々」とある。このように駿府市中から遊女らを追い払い、土地を与えていることが分かる。また『駿国雑志』によると、安倍郡手越駅手越遊女や安倍郡安倍川弥勒町には売女、有渡郡府中八幡町には比丘尼がいたことも確認できる。その他にも静岡浅間神社の門前にも傾城屋が散在していた。この様に駿府の町中に遊女や傾城等が存在していたというのが駿府の状況であった。そして、『当代記』にある様に遊女や傾城の周囲では喧嘩が多くあり、市中から喧嘩を排除する施策として遊女

らを一ヶ所に集めた。つまり治安維持を図ったと言える。このように駿府中の遊女らが一ヶ所に集められたことよって二丁町遊廓が始まった。その地の支配を任されたのが伊部勘右衛門である。勘右衛門は家康の鷹匠として仕えていたが、老齢により辞職した。代わりに家康から二丁町の支配を任された。また、勘右衛門自身も京都の伏見から遊女を引き連れて遊女屋（伏見屋）を開業した。この様に成立した二丁町遊廓は、元和二年（一六一六）に家康が死去すると翌年に二丁町遊廓も江戸の吉原へと移された。本来二丁町遊廓という呼び名ではなく、安倍川町と呼ばれていた。吉原へと遊廓の一部が移り、残った部分が二丁分の広さだったため、二丁町と呼ばれるようになったなど言われている。二丁町の立地についても『駿国雑志』には「或云。此花街の地は、往昔山耶蘇寺切支丹の址にして、神祖大久保相模守忠隣に仰て、毀しめ地とする處也。」とある。「汗」という字はけがれ、よごれという意味を持つ字である。また『駿州古跡畧』には、「しまの町、阿部川町は、河原町の横しまの町共云、遊女町也。」とある。これらから遊女や遊廓に「よこしま」や「汚い」、「穢れた」という認識が存在していたと言える。

二丁町遊廓にはいくつか絵図面が残されている。その内の一つが『駿国雑志』に記載されている元禄六年（二六九三）の絵図面である（図1）。図1からは門や二丁町遊廓全体の作りなどが確認できる。また、建物の間口の広さ、道幅、遊廓周囲や遊廓内の藪の幅、建屋の位置や明家か否かまで記されており、当時の二丁町の様子をうかがうことができる。また、廓内の通りには通り沿いにある建屋の軒数も書かれている。図中灰色で塗られている部分には溝があり、溝に沿って藪も広がっていることが分かる。藪については、遊廓中の溝の隣以外にも遊廓全体を囲うように存在していた。北側大門すぐの上ノ町通りには七軒、中之町通りには一三軒、大門と裏口門を結ぶ揚屋町通りには五軒、それぞれ示されている。合計で二五軒の建物があった。ただし、明屋敷の数は廓の中でもかなりの数が確認できる。また、廓外ではあるが旅籠町通（図1中東南側）に明屋敷が集中している。つまり、元禄期には遊廓自体が相当廃れていたと考えられる。建物の家主が書かれている一方、遊女屋の名前は書かれていない。

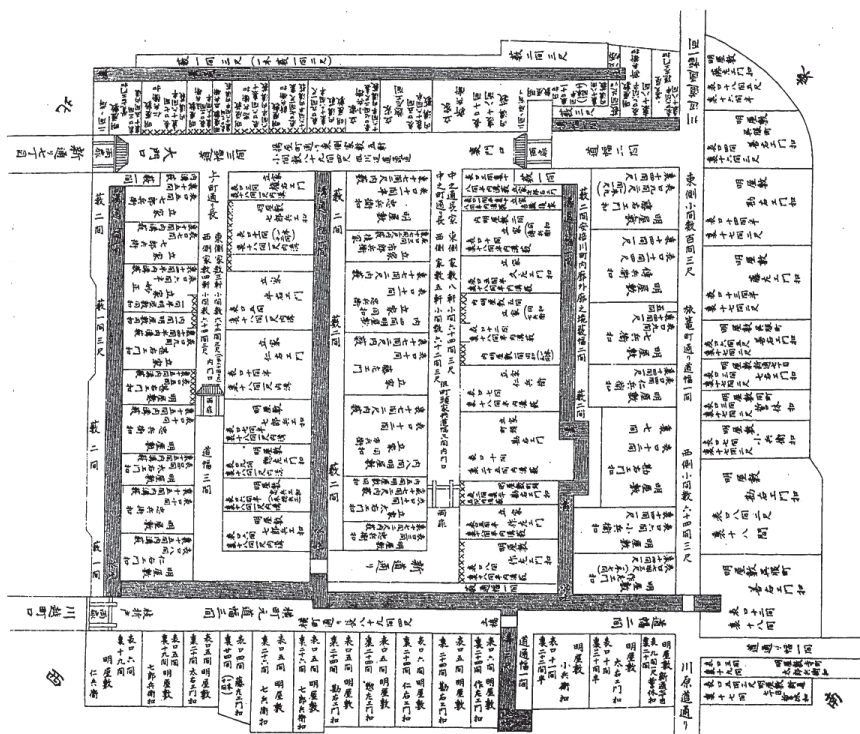


図1 阿部川遊女町元禄6年古図（阿部正信編『駿国雑志』）

曲亭馬琴『羈旅漫録』には「見世はよこ見世には。故に格子の方には障子が建てあり。」とある。そして、廓の入り口に大門を建て、高札三つ道具、高張提灯、火消道具を揃えていたという門周辺の状況も把握できる。遊廓の入り口である大門は立派な構えであったと推定できる。

時代は下るが、安倍郡町方文書に天保一三年（一八四二）の二丁町の絵図面（図2）がある。これは、二丁町の丁頭が駿府の町政を担っていた年行事に二丁町の現状と諸役免除の理由を説明したものである。図1

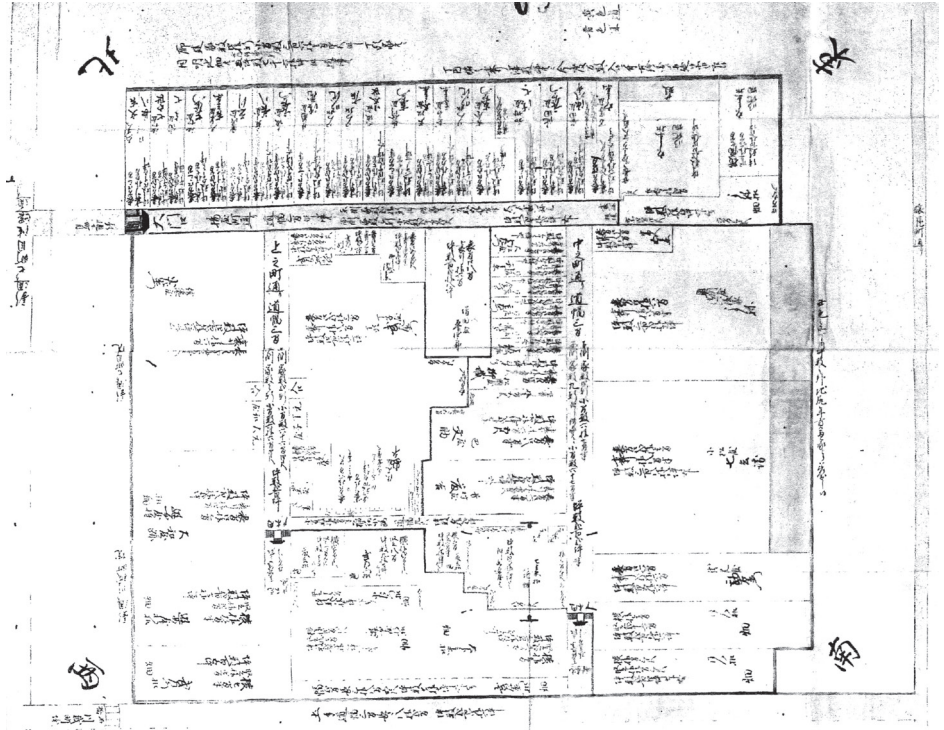


図2 天保13年二丁町古図面

とは異なり、遊女屋の屋号が分かり、廓内に畑となつてゐる場所などが分かる。またこの史料には二丁町の絵図面とともに次の条文が記述されている。

【史料1】

一、安倍川町小間敷三百六拾壹間四尺明地畑共、惣坪数七千六拾坪。但し道幅溝共二。

一、建家数四拾軒。但丁頭宅共内家持三拾四人 借家之者六人但名前等巨細絵図面二記。

一、神君様御時代之御当廓百間四方之蒙御免地町並同様諸役相勤候得共、場所柄故人足差出し候儀混雜仕候二付、難洪之段申上諸役御免願上候処、被遊御聞濟右諸役之代り、御年貢被仰付毎年川辺村名主割付通り、御上納仕候。右振替り候義、何年已前之事二候哉難相分候。

一、当廓地面坪数一万坪有之候哉二奉存候。既二元禄絵図面二者、未其形相残坪数相当二相見候二付、右ヲ定規ニ致し、元禄古絵図之写相添奉差上候。当時銘々居宅明地畑共二、都合七千六拾坪有之則相改候。新絵図面通り相遣無御座候。尤坪数不足二相成候。其儀者古図二有之候。外廓分不残何年頃取失ひ他之者之様二相成候哉、其段難斗御座候奉恐入候御儀候得共、得与穿鑿之上奉申上度奉存候。

一、当時有形之地面且又諸役等相勤不仕候訳、右之通二相違無御座候。以上。

天保十三寅年十一月

安倍川町

御年行事

御役人衆中

丁頭 武左衛門 (印)

史料1は天保一三年時点での二丁町遊廓の広さ等が記されている。明家や畑も含めた総坪数は七〇六〇坪と記されている。図2は四条目に記されているように図1を基にして改めて作成されている。さらに遊女屋の屋号も図2には書かれているため遊女屋の位置や大きさが判明する。例えば図2南東の方向に小松屋と奥州屋が隣接している。両遊女屋共に敷地は二丁町遊廓の中でも大きい。抱えている遊女数で見ると、小松屋は二七人、奥州屋は三一人と当時の他の遊女屋よりも多くの遊女を抱えて

いる。<sup>(15)</sup>このように遊女の数が多いと屋敷も大きくなる。建屋数については「建屋数四拾軒」と記されており、さらに家持が三四人、借家が六人という情報まで記されていると書かれているが、図2中の文字が小さい箇所があり、読み取りが出来ない。ただ、建屋の名前などの情報は絵図面に示されている。また、広さや建屋の情報その他に諸役御免となった経緯、諸役御免の代わりに毎年年貢を納めることになったということも記されている。

### Ⅲ 二丁町と駿府町政

遊廓を検討する際、都市との関係を見ていくことで遊廓の全体像を掴めるようになる。ここでは、駿府の町の支配体制と町の運営方法を簡単にまとめた上で駿府の町と二丁町遊廓の関係性に迫っていく。

まず、駿府の町全体の構造としては、武家地が駿府城を含め四割五分、町方が約四割、寺社とその付属地が約一割五分を占めていた。<sup>(16)</sup>この町方を駿府九六カ町と呼び、二丁町もこの九六の町の一つに数えられていた。一方でこの九六カ町を巡っては、織田元泰氏が駿府九六カ町の町名の変遷や九十六カ町に含まれる町が史料ごとに異なることを指摘している。<sup>(17)</sup>江戸時代において駿府の町人社会を統括していたのが、町年寄と呼ばれる特権的な町人であった。<sup>(18)</sup>町年寄の下で実務を担当していたのが年行事である。駿府に年行事が置かれるようになったのは寛永年間のことである。<sup>(19)</sup>その後、次第に町年寄は名ばかりになり、任命されなくなっていた。こうして町人社会の統括者が年行事へと移行していった。また、丁頭とは各町におかれた町名主の事を指し、駿府では名主や町名主ではなく丁頭と呼ばれていた。<sup>(20)</sup>

この年行事は各町が順番に勤めていた。だが、年行事を勤めない町も存在しており、二丁町は年行事を勤めない町の一つであった。「火事の時、火元近き御屋敷へ詰」という理由で勤めなかった。<sup>(21)</sup>また駿府の町々では、地子を納める義務が存在した。地子を納めないことが決められていた町もあったが、二丁町は地子を負担していた。

この九六カ町の中でも特に遊女町であった二丁町と被差別部落であった毛皮町の二つの町は差別的な扱いを受けていた。<sup>(22)</sup>若尾俊平氏は、『万

留帳』の記述から差別的な扱いの一例として、他の町々が相談して決めた事柄を両町の代表を呼び結論を聞かされるといった扱いを受けていたことを挙げている。<sup>(23)</sup>また、『駿府風土記』には

但二丁町の事寛保年中町奉行筒井内蔵支配之内二丁町遊女曲輪外へ出事并曲輪外出入駕停止申付ル昔ハ二丁町裏道有之通抜也元禄の頃の町奉行水野小左衛門支配の節相止結切通行留ル<sup>(24)</sup>

とあるように二丁町の遊女の出入りなどを直接禁止する決まりも存在していた。遊女の勝手な出入りを禁止することで治安維持ができる。また、小和田美智子氏は遊女がなじみの客と駆け落ちや逃亡するのを防ぐ狙いがあったのではと推察している。<sup>(25)</sup>この様に、駿府の町の一つとして二丁町は存在していた一方で、差別的な扱いや遊女や二丁町への出入りに関する規制を受けていた。

### Ⅳ 二丁町の遊女

前節の最後にて遊女などの出入りに関する規制について触れた。遊女は廓の外には出ることのできない存在となっていたと言える。その様な遊女がどのような様子であったのか一部ではあるが見ていく。

二丁町遊廓の遊女屋数と遊女の人数については、小和田美智子氏が分析・考察をしている。小和田氏によると二丁町において遊女屋が最も多かったのは元禄五年（一六九二）以前の事であり、その数は八〇軒あったと推定している。一方で、遊女の数が最も多かったのは、安政六年（一八五九）であり、その人数は二一九人である。禿なども含めると三三五人も二丁町にいた。だが、この時の遊女屋の軒数は八軒、局見世を含めても計一六軒であった。少ない遊女屋に対して大量の遊女がいたという状況である。安政年間に遊女の数が多くなっている理由についても小和田氏が考察している。<sup>(26)</sup>そして、安政年間に遊女出稼ぎ計画が存在していた。この計画については第二章で詳しく見ていく。さらに遊女屋の名前と抱える遊女の数については、小和田氏が一覧を制作している。小和田氏の一覧によると奥州屋・小松屋・丁子屋は明治五年（一八七二）頃まで

経営を続けていた。二丁町遊廓設立当初から存在していた伏見屋は一時期廃業した。しかし、明治五年には再び遊女屋を始めている。これらの他にいくつもの遊女屋が営業しては、廃業しての繰り返しであったことが分かる。その中でも特に小松屋は徐々に抱える遊女の数を増やしていった。

二丁町に訪れた人の記録にも二丁町の遊女にまつわることが残されており、曲亭馬琴『鞆旅漫録』では、座敷持ちや部屋持ちと呼ばれる遊女は吉原の西河岸の遊女より劣っていることや言葉が駿河訛りであることなど分かる。西河岸とは新吉原でも下等な見世が集まる地域の事であることつまり、吉原の最下級の遊女より劣っていると馬琴は感じたことになる。また、松浦静山の『甲子夜話』では静山が遊女に出身地を聞いたことも記述されており、出身地は三河など近国出身の者もいたことが分かる。さらに洒落本である雨雪軒谷水の『阿部川の流』の廓解には吉原の遊女との比較がされており、「ひ情の深き事東妓の能及所にあらず」とある。雨雪軒谷水は、駿府加番として駿府に赴任した武士だと考えられている。雨雪軒谷水も江戸にいる際は吉原で遊んだ経験があるだろう。実際にその経験から江戸吉原の遊女とは能力に差があったと述べているのだと考えられる。

ごく一部ではあるが、二丁町の遊女と駿府の町民では交流があった。ひな祭りの時には二丁町の遊女屋等では、夜になると自家伝来の雛を人々に見せることで多くの見物人が集まった。また、二丁町の年中行事については『日本花柳史』にて紹介されている。『日本花柳史』には、二丁町の一月一日から十二月までの年中行事が記されている。一月一日には緋縮緬振袖を着て、白足袋を履いて茶屋を回り、静岡の浅間神社に参拝する。白足袋は一年通して一月一日にしか履くことが許されなかった。二月二五日から休業し、遊女から客へと由岡頭巾若しくは胴巻きを送る風習が存在していたことが分かる。また、『安政六年版』には、八月三十日に俄踊りと狂言をすることが書かれている。この様に年中行事は駿府の町民の娯楽を担っていたとも言える。

一方で小和田美智子氏が遊女屋小松屋の奉公人請状を全文翻刻し紹介している。

此女子勤方御氣二入不申候ハ、御町内者勿論、江戸吉原又者道中旅籠屋飯売下奉公、其外何様見苦敷奉公ニ差出二被成候共、年季之内者申分無御座候

という文言が奉公人請状に記されている。気に入られず吉原や他の宿場町で飯売女にされても文句はないという内容である。このような契約を結んで二丁町へとやってきたのが遊女である。

## 二 二丁町の遊女屋

これまで先行研究や諸史料を基に二丁町の概要や駿府の町政及び駿府と二丁町との関係性等を述べてきた。しかし、先行研究では二丁町の遊女屋に着目した研究が少ないことは事実である。また、十分に検討されていない史料もいくつも存在している。つまり、これらの史料を検討することは二丁町の遊女屋の実態をより一層深めることができる。二丁町の研究を一步前進させることができるものだと考えられる。

### I 遊女屋の仲間と資金調達

遊女屋にとって大事な「商品」である遊女を遊女屋が仕入れるには資金が必要となる。遊女を召し抱える際の資金について横山百合子氏の研究が存在する。横山氏の研究は、新吉原の遊女屋がどの様に資金を入手していたのか信州須坂の坂本家文書「新吉原町浅草御貸付金調達」をもとに解明している。遊女屋の資金調達には、門跡寺院の様な国家的権威と豪農、遊女屋が結びついて遊女の売買を金融的に支えているのが実態だと解明している。そして、江戸の財政基盤として遊廓からの上納金は無視できないものであり、国家的権威が遊女の売買に参加するということは財政を支える上で必須だと述べている。

駿河国安倍郡下村文書に「相定申一札之事」という遊女屋同士の取決めに於いて書かれた文書が残っている。杉山元衛、山本正著『東海道と人物』にて紹介されているが、読み下された上で要約されている。そ

のためここで全文を掲載する。

【史料2】

相定申一札之事

- 一、此度商売取統之為仲間相談之上、当寅正月の積金相始、右金子之儀共、貴殿方江相預申候。対談ニ而ケ条書を以相定申候。
- 一、仲間六軒之内遊女恚人ニ付式文ツ、其持高を以、日々相掛可申候事。
- 一、右集之儀者、貴殿を相視、五軒之者月替ニ相集可申候事。
- 一、右日掛メ上之儀者、年々十二月朔日合仕儀高相調、猶又其節来年之割高相定可申事。
- 一、仲間之内ニ而、奉公人召抱候節、金子出来兼候節者、濟方急度相糺、其上仲間連印を以借用可申候。利足之儀者恚割ニ相定可申候事。
- 一、仲間之内ニ而、遊女欠落致候歟、又者御公儀御沙汰到来仕候節者、其当家の五分差出し、跡五分者右積金を以、仲間合ニ而足金可申事。
- 右之条々相背申者御座候ハ、仲間之者立合商売差留可申、猶又右金子借用候而茂返金相滞候節者、其当人抱遊女之内借用金高を以仲間引取、急度濟方可仕候。其節ニ至り相互ニ一言之申分無御座候。為後日連印一札仍如件。

文政十三年寅正月吉日

信濃屋

仲間 小左衛門 (印)

奥州屋

同 清六 (印)

伏見屋

同 勘右衛門 (印)

若松屋

同 半蔵 (印)

丁子屋

小松屋

七兵衛殿

同 武左衛門 (印)

史料2は、信濃屋小左衛門以下五軒の仲間が小松屋七兵衛差し出している仲間の定書である。信濃屋以下の五人も小松屋も、細見にて屋号と抱えている遊女の名前が確認できる遊女屋である。遊女屋同士の積立金に関する決め事や遊女を召し抱える際の資金に関する事などについて書かれている。『東海道と人物』では、小松屋七兵衛を講元とした無尽講だと紹介している。無尽講とは、金銭の融通を目的とした講のことである。確かに「此度商売取統之為」とあり、遊女屋同士が商売を続けるために無尽講の様に金銭の融通を図ったことは間違いない。しかし、史料2や他の文書中に無尽講及び講という言葉は示されていない。そのため、これを無尽講としたのは『東海道と人物』の著者、特にこの章を執筆した山本氏の考えだと見られる。

史料2で決められていることは次の事柄である。

- ① 遊女屋六軒が遊女一人につき二文ずつを毎日の掛金とする。
  - ② 掛金は小松屋を除いた五軒の遊女屋が月替わりで集金する。
  - ③ 掛金は十二月一日を締め切りにした上で、集まった金額を調べ来年度の割高を決定する。
  - ④ 遊女を召し抱える資金が不足した際は、返済方法を決めた上で資金を借りることができる。利息は一割とする。
  - ⑤ 仲間の遊女屋の遊女が欠落した時または、御公儀（奉行所）から沙汰が届いたらその遊女屋から半分、積金から半分の金額を差し出す。
  - ⑥ これらの決まり事に背いたら仲間（小松屋を含めた遊女屋六軒）が立ち会った上で商売の停止ができる。
  - ⑦ 借金の返済が滞っていたらその遊女屋の抱え遊女の内、借入金高を以て仲間へ引取らせ決済すること。
- これらのことが取り決められた。この①から⑦の内容は小松屋の独断ではなく遊女屋六軒で相談し決めていた。ここから分かるようにこの遊女屋六軒の間では日常的に資金面での協力する体制を構築していた。また、

遊女を抱える際にも六軒同士で金銭の借用ができる体制であったことが分かる。

罰則についても決まりがあり、①から⑤までの決め事を守らないと「商売差留」の処分となる。つまり、営業停止である。遊女屋にとって営業が出来ないということは収入が無くなり、生活が出来なくなる。従って確実に決め事を守らせる意思がここからうかがえる。この「商売差留」を後ろ盾にして遊女屋同士が互いの営業を保障していく体制が構築されていたことになる。現在の保険の仕組みと同じと言える。さらに、遊女の欠落に対しての金銭面での取決めもなされている。また、奉行所から沙汰次第では金銭を負担する場合があったことも考えられる。そして、借金の返済が滞ったら抱え遊女を引取らせなければならぬことから借金の担保は自身の抱え遊女であった。

史料2では六軒の遊女屋による取り決めが存在し、資金の協力体制が成立していたことが判明した。文政一三年（一八三〇）の遊女屋の数についてだが、文政一三年の細見などの史料が確認できなかった。そのため前後の年の遊女屋の数から推察する。文化一〇年（一八一三）時点での遊女屋の数は七軒であり、天保一三年（一八四二）時点では遊女屋が六軒と局見世が一軒あった。以上から文政一三年時点での遊女屋の数は六軒前後であったと考えられる。つまり、当時の遊女屋ほぼ全てがこの遊女屋仲間として取決めに賛同したことになる。

もう一つ注目すべきところが史料2にはある。それが小松屋である。日々の掛金は小松屋に預けられた。遊女屋を今後も経営するために必要となる積立金を小松屋に預けているという事である。さらに、掛金の回収は小松屋を除いた五軒で行うこと、史料2には小松屋を除く他の五軒が小松屋へと差し出しているものであることから、小松屋と他の五軒で位置づけが異なっている。つまり小松屋が二丁町の遊女屋の中でも中心的なある種のリーダー格の遊女屋であったと考えられる。

二丁町の中で資金を融通し合う仕組みが構成されていた。各遊女屋はそれぞれが完全に独立して経営をしていたのではなく、遊廓の遊女屋同士が協力して経営していたと言える。しかし、史料2のように資金融通の体制が機能していたかを確かめる必要がある。そして、その証拠も残

されている。安倍郡下村文書の「借用申金子証文之事」である。この史料も史料2と同様に『東海道と人物』にて紹介されている。しかし、読み下しされた上で後半部分が省略されているためここで全文を掲載する。

### 【史料3】

借用申金子証文之事

積金之内

一、金拾六両也

右者此度江戸出府要用二付、達而御無心申借請候処実正二御座候。返金之儀者、来ル十二月迄元利共急度返金可仕候。尤為質召抱之遊女書入置申候。万一返金相滞候ハ、右質を以相済可申候。猶又右証人与して仲間達も差出し置申候。為後日証文加判仍如件。

天保六年末七月

丁子屋  
借主 文右衛門（印）

信濃屋

証人 小左衛門（印）

松岡屋

同 清兵衛（印）

若松屋

同 太郎兵衛（印）

伏見屋

同 勘右衛門（印）

小松屋  
七兵衛殿

史料3は丁子屋文右衛門が小松屋七兵衛に金一六両を借りていることが分かる。丁子屋は史料2で遊女屋仲間として列せられていた遊女屋の一つである。丁子屋文右衛門が金一六両を借りた理由は「江戸出府要用」とのことである。出府とは江戸へ行くことを指す。何かしら重要なことがあったため江戸へ行くことになったのだろう。この点について『東海



道と人物」では訴訟事件と推察している。<sup>(五三)</sup>この一六両の借金は、同年一月までに元利と共に返済すると決められている。そして丁子屋の遊女を担保としている。返済が滞った際については史料2の取決め通りに遊女を以て返済と決めている。つまり丁子屋の遊女を仲間が引き取ることで、より借金の返済という扱いにすることである。

先述したように史料3の金子借用は史料2の決め事通りに借用したものである。しかし、史料2の仲間とは異なる遊女屋が史料3では確認できる。史料2には奥州屋という遊女屋が仲間として列せられていた。しかし、史料3では奥州屋に代わり松岡屋という遊女屋が仲間となっている。しかし、奥州屋は天保六年（一八三五）以降の細見でも名前が確認できる。廃業による仲間の入れ替えではないと言える。そのため仲間の入れ替えをしなければならぬ事情が奥州屋にあったと見られる。奥州屋を巡っては文化四年（一八〇七）に藤枝宿に遊女を飯売女奉公に出した文書が残っている。<sup>(五四)</sup>奥州屋の遊女大淀を藤枝宿上馬町湊屋甚兵衛の下へ飯売女奉公させている。同年一月から文化七年（一八一〇）二月までの三年間の奉公である。親と当人の願いによって飯売女奉公に出している。そして、大淀を気に入らなかつた場合、東は三島宿から西は浜松宿まで住替えさせても良い奉公契約となつていた。さらに給金十九両が支払われているため、奥州屋は自身の遊女を奉公に出すほど経営が逼迫していたと考えられる。この一件が直接奥州屋と松岡屋の入れ替えに関係しているとは断定できないが、奥州屋の経営状況を考える上で重要となつてくる。史料2の取決めでは日々の掛金が二文とあるので奥州屋がその掛金を納めることが困難になつたと考えられる。また、遊女の奉公請状では一章で述べたように他の宿場町への飯売女奉公も可能にさせる文言があつたことも鑑みると、大淀のような遊女が二丁町の中で何人もいた可能性も捨てることはできない。

そして、注目すべきは史料2と同様に小松屋である。借主丁子屋右衛門が小松屋七兵衛へと文書を出している。丁子屋と小松屋を除く四軒は丁子屋の証人である。さらに、仲間を集めていた積金からの借金だが、宛先は仲間ではなく、小松屋七兵衛である。これらのことから明らかに小松屋が二丁町の遊女屋の中で中心的な遊女屋であつたと言えよう。

その小松屋が商売の仕入金面で資金融通した例も見られる。安倍郡下村文書の「借用申金子之事」<sup>(五五)</sup>である。先行研究では全文を紹介してないためここで全文を掲載する。

【史料4】

借用申金子之事

一、金八両者

但シ文字金也

右者商売仕入金ニ差支、貴殿達而相頼書面之金子借用申処実正二御座候。返済之儀者、来ル六月晦日迄元利相揃急度皆済可仕候。若日限相違仕候ハ、私抱遊女之内壱人住替仕候。右之金子ヲ以返金可仕候。為後日証人加判仍如件。

天保五年

伏見屋

午三月

借主 勘右衛門（印）

三升屋

証人 平蔵（印）

小松屋

七兵衛殿

史料4は伏見屋勘右衛門が小松屋七兵衛から金子を借用した際の借用証文である。「商売仕入差支」の文言が記されているように、伏見屋勘右衛門は遊女もしくはその他営業に必要な物を仕入れるための資金が不足したため、小松屋七兵衛に借金したことになる。伏見屋勘右衛門は金八両を借金している。また、三月に借りて同年六月に返済するという短期の借用である。史料4の伏見屋勘右衛門の借金は史料3の丁子屋文右衛門とは異なる。大きな違いが積金から出金された旨が書かれていないことである。つまり、小松屋七兵衛単独で伏見屋勘右衛門に金を貸しているものだと考えられる。中心的な遊女屋となつた小松屋七兵衛は単独でも他の遊女屋へと金を貸せる余裕があつたことを示している。

史料2を見た際に遊女が担保とされている金銭の融通であつたことを論じた。また、史料3でも支払いが滞つたら遊女を差し出す文言が記さ

れていた。史料3と同様に史料4でも「日限相違仕候ハ、私抱遊女之内  
老人住替仕候。」とある。担保は遊女であったことに変わりはない。史料  
2で示されたように金を借用するには遊女を担保とするという実例が二  
例もある。このことから、遊女屋にとって遊女は「品物」でしかなか  
つたと言える。規模は異なるが、横山百合子氏が指摘したような遊女を介  
した遊女屋の金融的な繋がりが二丁町にも存在していた事実となる。

伏見屋について詳しく見ていく。伏見屋は丁子屋とは異なり二丁町遊  
廓設立時から存在している遊女屋である。もともと二丁町設立当初に支  
配を任された伊部勘右衛門が始めた遊女屋であり、老舗の遊女屋である。  
そのような遊女屋が天保五年（一八三四）には他の遊女屋に借金しなけ  
ればならないほど経営が逼迫していた証拠となる。『安政六年版』を始め、  
細見では、遊女屋には抱え遊女の名前も表記されている。しかし、『安政  
六年版』では伏見屋は屋号こそ確認出来るものの、抱え遊女の名前は記  
されていない。経営状況の悪化から遊女を抱えることができなくなった  
のだろう。つまり、安政六年（一八五九）になると伏見屋は遊女屋では  
なくなったと言える。ただ、伏見屋は明治時代になると伏見楼として再  
び遊女屋として経営を始めている。伏見屋の様に遊女を仕入れるための  
資金が不足するということは、遊女屋倒産の危機にも繋がる。遊女屋が  
多く潰れてしまったら遊廓そのものの存続が危ぶまれる。このような事  
態を防ぐために史料2の様な取決めをした上で互いに守らせたと見える。  
遊女屋自身の自衛策であった。その反面、遊女屋自身の信用として使わ  
れたのが遊女であったということである。遊女屋にとって遊女とは商売、  
店の存続に欠かすことのできない存在であった。

史料2からは二丁町の遊女屋同士で金銭の協力体制が構築されていた  
こと、史料3から二丁町内部での協力的体制が機能していたことが判明し  
た。そして、史料2・3・4を通して、小松屋が中心的な遊女屋となっ  
ていたこと、遊女屋同士の資金融通には自身が抱えている遊女が担保と  
されていたことが判明した。

## II 遊女屋と茶屋

吉田伸之氏は茶屋について「遊女屋にとって従属的に編成された存在」

と述べている<sup>五七</sup>。茶屋は客を案内したり、遊女を茶屋へと派遣させたりす  
ることを生業としていた。そして、客は揚代を茶屋へと支払い、茶屋は  
揚代から口銭を引き、その他税金の類を引いた残金を遊女屋へと渡して  
いた。揚代とは、遊女などを呼び、遊興する時の代金を指す。揚代につ  
いて横山百合子氏は揚代の約七割は遊女屋の取り分となると述べている<sup>五八</sup>。  
また、吉田氏は揚代一五匁の内、茶屋が三匁を受け取り、税金類で二匁、  
残り一〇匁が遊女屋の取り分だと述べている<sup>五九</sup>。これらは吉原の事例では  
あるが、二丁町でも同様だったと考えてもいいだろう。この遊女揚代を  
巡って二丁町で争論があった痕跡が安倍郡下村文書の「為取替申一札之  
事」である。これまでの先行研究等では紹介されてないため、ここで全  
文を紹介したいところだが、原文書の状態が悪く、読み取り可能な部分  
だけを翻刻し全文を掲載する。

### 【史料5】

為取替申一札之事

貴殿 □□候遊女揚代金四十四両壹歩式朱分錢八十三文 御上様江

御達シニ相成奉恐入候。新通り六丁目丁頭勘兵衛殿、弥勒丁名□□六

兵衛殿右兩人立入ニ相頼内済仕候□。左之通り。

一、金四拾両壹歩式朱分錢八十□

同 金拾両二 当八月出金

同 金五両二 当十二月出金

同 金五両二 来亥三月出金

× 金式十両二

残金廿四両壹歩式朱分錢八十三文

是ハ遊女揚代金之口銭ヲ以、来亥三「」月夕卯年迄五ヶ月之間

「」勘定仕「」取極候。

右之通り内済仕候上者少し茂無相違勘定相立可申候。依之為後日取

扱人印形差加一札差出し候如件。

天保九戌八月六日

新通り七丁目

江戸屋

六右衛門（印）

同六丁目

丁頭

勘兵衛（印）

弥勒丁

名主

六兵衛（印）

小松屋

七兵衛殿

史料5は江戸屋六右衛門が小松屋七兵衛に出した一札である。遊女揚代の支払いについて約束をしている。「立入二相頼内済仕候」とあるように遊女揚代をめくり内済したことを示す史料である。内済とは、揉め事を裁判沙汰にせずに内々に和解することを意味する。天保一三年（一八四二）に発行された『駿府二丁町細見』では、大門外新通り七丁目江戸屋の屋号を確認できる。そして、小和田美智子氏も紹介している『駿国雑志』<sup>(2)</sup> 附図では、大門周辺には引手茶屋が多いことが記されている。これらから江戸屋は引手茶屋だと考えられる。吉田氏は新吉原で茶屋が遊女屋へと渡すべき揚代を支払わないことが問題となっていたことを取り上げている。つまり、江戸屋が小松屋へと支払うべき揚代を支払っていないことを発端とする争論があったと見られる。そして、「御上様江御達シニ相成」とあるように江戸屋揚代未払い問題を解決するべく小松屋は一旦奉行所へ報告している。だが、奉行所は裁定せずに新通り六丁目の勘兵衛と弥勒町名主の六兵衛両人が仲介して解決している。江戸では茶屋と遊女屋の揉め事は「相对済し」として奉行所は介入しなかった。つまり、江戸新吉原で起きていた問題は、新吉原だけではなく二丁町でも同様の問題が起きていたことになる。

### Ⅲ 江戸への遊女出稼ぎ計画

小和田美智子氏は「安政二年、遊女屋一同協議の上、江戸表へ遊女を出稼ぎさせる願いを奉行所に出したが実現しなかった。」と安政二年（一

八五五）に遊女出稼ぎの願いが出されていたことを紹介している。しかし、その詳細や典拠を記していない。この出稼ぎ計画に関する古文書を紹介する文献が大正十五年（一九二六）から昭和十五年（一九四〇）にかけて出版された『本道楽』<sup>(3)</sup> という月刊雑誌にあった。静岡の庵原地区の西ヶ谷潔が自身の古書目録を公開することから始まった『本道楽』だが、古典佚史の研究や珍書が多数紹介されている。その中の碧琅玕という人物の「花街劄記（一）」<sup>(4)</sup> にて、小和田氏が取り上げた安政二年の遊女出稼ぎに関する願書が翻刻されているのでここで全文を掲載する。なお史料中の傍線部は著者によるものである。

#### 【史料6】

乍恐以書付奉願上候

一、駿州府中安倍川町遊女屋惣代貞蔵奉申上候。私共町内起立の義は、乍恐

神君様伏見に被爲在候頃、御鷹匠伊部勘右工門と申者、慶長年中駿府へ御供仕候処、及老年御奉公難相勤相成候二付、御暇奉願上浪人仕、伏見屋勘右工門と相乗於同所遊女屋渡世仕度旨奉願上得者、願の通御聞済被成下、唯今の地所被下置候に付、其以前より有来候浅間前並弥勒町に罷在候遊女屋共一纏に相成百間四面之地を構、入口大門を建、駕籠に乗出入致間敷の高札、其外三ツ道具高張提灯火消道具等差出置申候。是を内廓安倍川町と唱、諸役御免の地且外廓五千七十坪餘の地は、旅籠町と唱、其頃諸国より追々罷越候者共住居仕、遊女屋渡世仕候に付、世俗駿河の二町丁と唱申候。元和の頃、江戸御城下朝日の輝如く繁栄に付、旅籠町に住居罷在候小田原浪人庄司甚内と申者、発氣仕二十五人一同申合、抱遊女召連、江戸表へ罷出候間、外廓旅籠町と唱候場所再び住居之者も無之候二付、自然右地所等閑に致置き候様之人氣に成行、後年田畑と相成、旅籠町と申名而相残り居候。乍然此地の分御年貢出方難計打過候処、天和年中諸国一圓御棹入之頃、右御年貢九石三斗餘安倍川町より上納可仕筈、御水帳相改り候由、右甚内事甚右工門と改名仕、江戸表にて渡世仕居候処、度々御場所替被仰付候得

共、同人願に仍て吉原町は駿府如廓御免遊女場一卜構と相成候旨、里老申傳並諸書に相見申候。駿府起立之頃より、打続渡世屋多く減少仕、唯今にては往古の五十分一別て四五年此方は難渋のもの數多纔に残り候者迄、及退転にも可申程の衰微、乍恐伏見より御供仕候勘右工門義は、嘉右工門先祖にて慶長年中目出度当御代に相成、日本に初て御免遊女屋と申もの駿府え取建候起立人に御座候。

神君様御在城之頃、御城門被爲召遊女共踊り、

御上覽之節、御菓子頂戴仕候、貳百年有餘年之今に至る迄、安穩渡世仕り候段、御代之御徳を仰き、誠に難有仕合に奉存、然る処。当十代目嘉右工門に至、悉く身上向不如意被成渡世も相成兼、逼迫仕見る陰も無き、暮方何共歎々敷奉存候。先祖嘉右工門

神君様より拝領仕候、御品々今以大切に所持仕罷在、實子相續格別之舊家此未及断絶も難計心痛仕候。私共何様にも助力仕、如古

来再興遊女屋渡世相成候様、取立申度心願に御座候得共、近年は、町内一統困窮、殊に去寅十一月四日前代未曾有之大地震にて、家潰れ即死怪我人等多く有之、日数十二三日の間は道路に亘罷在候仕合穩に相成候迎、其当座暫く渡世仕兼候間、銘々抱遊女多人數難義の中にて扶助仕、漸く当春渡世相初め候節に至候ても、近国近在は勿論、道中之旅人遊興に被參もの無之、天災とは乍申、彌難渋之もの多く出来仕候に付、中々以嘉右工門身分 取立候手段も無之、行末、遊女屋は不及申、廓内住居之もの共、相續無覚束躰心至て難渋今日暮方にも差支候仕義、一同歎息仕候。江戸吉原

町は 起立より度々類焼難義御座候得共、其時々花川戸町又は深川邊假宅渡世奉願上候間難義の中の一助と相成候に付、舊家連綿と相續仕候もの多く有之候由、駿府廓の義は、右嘉右衛門之外、舊家のもの共多く渡世相休難義罷在候。前段申上候通り、去寅十一月之天災は歎きの上の歎如何其實計無之に付、乍恐今般江戸表え十ヶ年之間遊女召連出稼仕度、最私共町内人数一同と申には無御座候。其半五ヶ年づ、交代仕、渡世仕候は、年来の困窮相凌ぎ、舊家之もの共相續も可仕候間。何卒格別の御慈悲を以、此段偏に

奉願上候願之通、御聞濟被成下置候義御座候は、御府内いづれの町成共、御差支無之場所相對を以、借受申度且亦吉原町假宅と違ひ、年數出稼罷在候事、故御取締筋にも抱り候は、一同一纏に相成如廓出入口も一方に相定都て、

御公儀様御法度堅相守、私共は敷敷控を立、渡世可仕候間、当卯年何月より来る子年迄中十ヶ年之間御府内え出稼之義、御免被成下置候様。御聞の程幾重にも奉願上候。以上。

安政二乙卯年 月 安倍川町 駿府

遊女屋惣代

貞蔵

差添

七五郎

御奉行所様

史料6は遊女屋惣代の貞蔵が駿府町奉行所へ差し出しての願書である。二丁町遊廓（史料中は安倍川町）の成立、家康との関係性、吉原との関係性、安政二年頃の二丁町の様子を述べた上で、江戸への遊女出稼を願っている内容である。傍線部①にあるように駿府が起立した頃にあった二丁町の遊女屋は大幅に減少している程衰微していると述べられている。また、傍線部②のように伏見屋の十代目嘉右工門の代になると商売が上手くいけなくなり、生活も逼迫し、嘆かわしい状態であると述べられている。その様な状況下でも傍線部③には、史料2で示したように互いに協力しながら古来のように再興を目指し渡世を続けてきた実態が分かる。しかし、大地震の発生によって建物が潰れ、死者が続出したなどの被害があり、困窮に追い打ちをかけた。この大地震は安政の大地震を指し、『静岡市史』によると、嘉永七年（一八五四）十一月四日に発生し、駿府地震史上最大の被害をもたらしたとされている。この結果、遊女屋渡世は困難を極めた。さらに傍線部④のように遊女屋のみならず廓の中に住んでいる者も困窮していると述べられている。塚田孝氏は吉原を事例に挙げ、「遊女屋仲間が従属的に編成しているもの」として、芸

者、茶屋、奉公人、按摩、髮結、質屋、口入、その他出入りする諸商人・諸職人など多くの人々が遊廓で生活をしていたり、遊廓に出入りしたりしていたと述べている。二丁町でも同様の者たちが居住や出入りしていたものと考えられる。つまり、遊廓を中心とした社会が形成されており、遊廓や遊女屋が困窮すると周囲の者たちも困窮する構図が二丁町でも成立していたということである。

傍線部⑤では吉原の仮宅渡世について言及している。仮宅営業は吉原が類焼するたびに仮宅営業の申請がなされた。明和五年（一七六八）から安政二年（一八五五）の間に仮宅営業期間が一四回、延べ四五〇〇日も行われていた。そして、二丁町の遊女屋も「御府内いづれの町成共御差支無之場所相対を以借受申度」とあるように吉原のような仮宅営業を願ひ出ていることも分かる。

この様に二丁町の困窮さを訴え、傍線部⑥にあるように二丁町の遊女全員を江戸へ出稼ぎさせることを願ひ出ている。出稼ぎ期間は十年を計画している。だが、江戸への配慮から遊女を二手に分け、五年ずつ交代で出稼ぎさせると記している。この様な内容だが、出稼ぎ先はこの遊女屋なのか、誰が担当になっているのか、いつから出稼ぎをさせるかなど書かれていない。つまり、二丁町の遊女屋達が勝手に計画した願いだと言える。そのため、碧琅玕も述べているようにこの計画が実現しなかったのである。

#### IV 遊女屋と遠方との繋がり

二丁町の遊女屋においても遠方の地域と金融的な繋がりが存在することが確認できる。福井県に渡辺源右衛門文書という文書群が存在する。その文書群の中に「一札之事」という文書がある。これまでの先行研究では紹介されていないのでここで全文を掲載する。

#### 【史料7】

##### 一札之事

一、元井筒屋長治郎殿江金子用達致置候所、本人返済難行届候二付、無抛御親類各方江御懸ヶ合申候所、相互二段々対談致候所、年

月猶予之儀御願二付其段承知仕、則本紙連印証文請取候上者、今般同人一条御取斗之儀二付、我等合決而他言致間敷候。若我等合口外致其儀二付、貴殿方御迷惑筋出来致候節者、何方迄茂罷出早速埒明々、少茂御難題筋相掛ヶ申間敷候。此段御案心可被成候。依之当対談金取極メ左之通

覚

一、金三百両也但長治郎殿工用達金之内御引請被成候分

内金五拾両也当金受取候段相違無之

其外雜用助合金二拾両請取

右者今般相改前書之金子儘二請取依之本紙証文之通り金式百五拾両也相定申所相違無御座候。為後日証文差出申処仍如件。

文久三癸亥年八月

駿府安倍川町

小松屋七兵衛代

官次郎（印）

若州大飯郡

本郷村

渡辺兵助殿

同国同村

与右衛門殿

同国三方郡

西野寺村

常右衛門殿

同国遠敷郡

小浜松寺小路

幸助殿

史料7は二丁町の小松屋七兵衛代理の官次郎が若狭の大飯郡本郷村渡辺兵助らに差し出した一札である。渡辺家は代々源右衛門と称し、庄屋などを務めながら江戸時代後期からは、廻り船、酒造問屋、炭などの商

売も営むようになった家である。若狭ではかなり大きい商家であったことが考えられる。小松屋が元井筒屋長治郎に金子を用達したが、長治郎が返済できなくなったと書かれている。長治郎の借金返済が滞り長治郎の親族と相談したこと、借金の額は三〇〇両であり、残り二五〇両の返済が残っているという点が判明する。ただ、史料7からは小松屋七兵衛代官次郎と元井筒屋長治郎との関係性が不明である。他にも借金の返済に関係する文書にも関わらず、返済期日が記されていないなど不明な点が多々ある。

では、より細かく見ていく。まず小松屋七兵衛代官次郎についてである。差出人の署名が「駿府安倍川町小松屋七兵衛代」とある。安倍川町とは二丁町遊廓を指す。そして二丁町には先述の通り小松屋という遊女屋が存在していた。これらのことから二丁町の者ということは明白である。元井筒屋長治郎についてだが、同じく渡辺源右衛門家文書に井筒屋長次郎が屋敷を売り渡した記録が残されている。若狭国の渡辺家と井筒屋との間に何かしらの繋がりがあったことは間違いない。しかし、小松屋七兵衛代官次郎と井筒屋長治郎にどの様な繋がりがあったのかは、史料を見つけることができなかつたため、不明である。また、渡辺家と井筒屋との関係を示す史料も未確認であるため関係性は現状不明なままである。

ここまで、先行研究では取り扱われていない史料、十分な検討がなされていない史料の紹介、検討を進めてきた。そして、二丁町の遊女屋同士で資金を融通し合う体制が構築され、機能していたこと。資金融通の際には遊女が担保とされていたこと。小松屋という遊女屋が経済的に遊女屋の中心的存在になっていたことが判明した。また、関係性の全ては明らかにはできなかったが、若狭の井筒屋長治郎と小松屋との間に繋がりがあったということも明らかになった。ただ、渡辺兵助らと井筒屋長治郎の関係までは明らかにできなかった。

外的要因によって二丁町の遊女屋の経営が厳しくなり、江戸への遊女出稼ぎを計画したり、吉原の仮宅営業の許可を求めたりと遊女屋の苦心も垣間見えるものとなった。しかし、遊女屋同士の金の貸し借りでは遊女が担保になっていたということは看過できない事実である。つまり、遊

女は「品物」や「物」と同等の扱いがされていたということである。

## おわりに

二丁町遊廓は吉原の起源である。そのため、駿府に訪れた者の多くが二丁町の様子や遊興の様子などを記している。そして、戦前には静岡の人々によって研究もなされてきた。しかし、十分な検討がされてこなかった史料も多くあった。本論では、その様な史料を紹介し、検討することによって、二丁町遊廓の実態、遊女屋の活動、特に小松屋が遊女屋の中でもリーダー的存在となっていたことを指摘した。遊女屋同士の金のやり取りでは遊女を担保とした契約がなされていた。また、遊女が奉公する際に、吉原や他の宿場へと奉公に出される可能性を含んだ存在であったこと、なにより、性の売買の当事者でもあった。その様な遊女を抱えていた遊女屋の実態も本論では深めることができた。一概に遊女を抱え、揚代による収入で豊かな生活を営んでいたという訳ではなかった。むしろ、駿府の町全体の衰退に飲まれ、遊女屋も経済的に困窮していく様子、遊女屋たちも仲間を組み、互いに営業を支え合う体制を構築するなど、遊女屋渡世存続のための自衛策を行っていた。また、揚代を茶屋が取り込んでしまう事態もあった。

本論によって二丁町遊廓の研究が深化したかは断定できないが、これまで触れられることが無かった、少なかった史料を挙げ、検討することによって、最終的にはこれまで注目されてこなかった一つの遊女屋に着目した研究となった。しかし、遊女に対しては充分に解明することができなかつた。

## 謝辞

調査にご協力いただきました、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター、静岡県立中央図書館、福井県文書館の皆様にも多大なる謝意を表します。

注

- (一) 小田田誠「二丁町研究稿」《人言小田田研究室》<https://www.shizuoka.ac.jp/konitas/2018/02/10/%E4%B%A%8C%E4%B8%81%E7%94%BA%E7%A0%94%E7%A9%B6%E7%A8%BF/> (二〇二三年一月一〇日)
- (二) 漆畑弥一「駿府の花街」(増田実他著『ふるさと百話』二巻、静岡新聞社、一九九八) 一三二頁
- (三) 小和田美智子「駿府の遊廓二丁町」(同著『地域と女性の社会史』、岩田書院、二〇一三)
- (四) 小和田美智子「幕末の社会変動と娘の身売り」(同著『地域と女性の社会史』、岩田書院、二〇一三)
- (五) 前掲注(三)、二四九頁
- (六) 杉山和佳編『駿府二丁町細見集』(二〇〇五)
- (七) 十返舎一九作、伊馬春部訳『東海道中膝栗毛』(青野季吉等編『日本文学大系』第一三、河出書房、一九六二)
- (八) 雨雪軒谷水「駿州阿部川の流」(茂林脩竹山房、一九二七)
- (九) 松浦静山著、中村幸彦ら校訂『甲子夜話』続編七(平凡社東洋文庫、一九八一)
- (一〇) 曲亭馬琴著、渥美正幹校『羈旅漫録』(畏三堂、一八八五)
- (一一) 阿部正信編『駿国雑志』(吉見書店、一九〇九)
- (一二) 静岡県立中央図書館所蔵
- (一三) 『当代記』(国書刊行会編『史籍雑纂』第二、一九二一) 一一五頁
- (一四) 前掲注(一三)、一一七頁
- (一五) 阿部正信編『駿国雑志』一冊(吉見書店、一九〇九) 二二三頁
- (一六) 法月吐志郎『晁東仙郷志』(麗沢叢書刊行会、一九二七)
- (一七) 前掲注(一六)、五頁
- (一八) 前掲注(三)、一三六頁
- (一九) 前掲注(三)、一三六頁
- (二〇) 前掲注(一三)、二二五頁
- (二一) 前掲注(一)、二二六頁
- (二二) 阿部正信編『駿国雑志』七冊(吉見書店、一九〇九—一九二二、<https://dl.ndl.go.jp/pid/765120>) (二〇二三年一月一〇日)
- (二三) 前掲注(二)、一三六頁
- (二四) 静岡県立中央図書館所蔵、静岡県立中央図書館歴史文化情報センター提供
- (二五) 前掲注(三)、二五五頁
- (二六) 織田元泰「駿府九六カ町を歩く」(若尾俊平他『駿府の城下町』、静岡新聞社、一九八三)
- (二七) 前掲注(二六)、一七八—二〇〇頁
- (二八) 若尾俊平「駿府町会所の機能」(同著『江戸時代の駿府新考』、静岡谷島屋、一九八三)
- (二九) 若尾俊平「江戸時代の駿府町人の生活」(安本博編『静岡中心街誌』、静岡中心街編集委員会、一九七四)
- (三〇) 前掲注(二八)、一九六頁
- (三一) 吉川弘文館『国史大辞典』
- (三二) 静岡市『静岡市史』近世(静岡市、一九七九) 五九二頁
- (三三) 若尾俊平「駿府九六カ町」考証」(同著『江戸時代の駿府新考』、静岡谷島屋、一九八三)
- (三四) 前掲注(三三)、六八頁
- (三五) 静岡市『静岡市史』近世史料四(静岡市、一九七七) 八六七頁
- (三六) 前掲注(三)、二三七—二三九頁
- (三七) 前掲注(三)、二四六頁
- (三八) 前掲注(四)
- (三九) 前掲注(三)、二五五—二五七頁
- (四〇) 前掲注(一〇)
- (四一) 小学館『日本国語大辞典』
- (四二) 前掲注(九)、一〇〇頁
- (四三) 前掲注(八)
- (四四) 静岡県印刷文化史編集委員会編『静岡県印刷文化史』(静岡県印

刷工業組合、一九六七）一三一頁

- (四五) 中村羊一郎「町方の民俗」(若尾俊平他『駿府の城下町』静岡新聞社、一九八三)二九四頁

- (四六) 山根伴秋『日本花柳史』(山陽堂、一九一三)二〇二―二〇三頁

- (四七) 前掲注(三)、二四九―二五〇頁

- (四八) 横山百合子「遊女をかう―遊女屋・寺社名目金・豪農―」(佐賀朝、吉田伸之編『シリーズ遊廓社会―三都と地方都市』、吉川弘文館、二〇一三)

弘文館、二〇一三)

- (四九) 前掲注(二四)

- (五〇) 杉山元衛、山本正著『東海道と人物』(静岡新聞社、一九九五)六三―六四頁

- (五一) 前掲注(三)、二四六頁

- (五二) 前掲注(二四)

- (五三) 前掲注(五〇)、六五頁

- (五四) 静岡県『静岡県史』資料編二三(静岡県、一九九〇)一九〇頁

- (五五) 前掲注(二四)

- (五六) 吉田伸之「遊廓社会」(塚田孝編『身分的周縁と近世社会四都市の周縁に生きる』、吉川弘文館、二〇〇六)三六頁

- (五七) 前掲注(五六)、三六頁

- (五八) 前掲注(四八)、五六頁

- (五九) 前掲注(五六)、三一頁

- (六〇) 前掲注(二四)

- (六一) 前掲注(二二)

- (六二) 前掲注(五六)、三六―三八頁

- (六三) 前掲注(五六)、三七頁

- (六四) 前掲注(三)、二四七頁

- (六五) 『本道楽』は現在ゆまに書房より復刻版が出版されている。

- (六六) 碧琅玕「花街割記(一)」(『本道楽』第三卷第五号、一九二七)

- 復刻版では『本道楽』第二卷(ゆまに書房、二〇一三)四〇四

- ―四〇七頁に掲載

- (六七) 「花街割記(一)」では静岡市呉服町(現静岡市葵区呉服町)の

小島泰氏所蔵と紹介されている。しかし、現在の所蔵先は不明。

- (六八) 前掲注(三三)、九三一頁

- (六九) 塚田孝「都市社会の分節的把握―吉原を事例に―」(同著『近世身分社会と周縁社会』、東京大学出版、一九九七)二〇〇頁

- (七〇) 前掲注(六九)

- (七一) 前掲注(五六)、一九頁

- (七二) 前掲注(六六)

- (七三) 福井県文書館にて写真複製を所蔵

- (七四) 前掲注(七三)